

○蒲郡市幸田町衛生組合議会傍聴規則

則

(昭和三十八年六月二十八日
議 会 規 則 第 二 二 号)

改正 平成三年 三月二六日議会議則第一号

第一条 本組合議会を傍聴しようとする者は、住所、氏名、及び年齢を受付係に申し出るものとする。

第二条 傍聴席は、一般席と特別席とに分けることができる。

第三条 特別席に入る者は、議長が認める報道関係者及びその他特に議長の許可を得たものに限る。

第四条 議場の処理に支障をきたす場合は、議長は傍聴人の制限をすることができる。

第五条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他危険なものを持っている者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 異様な服装をしている者
- 四 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者

五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を持っている者
六 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第六条 傍聴人はいかなる理由があつても、議場に入つてはならない。

第七条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- 三 はち巻、腕章等を身につける等の示威的行為をしないこと。
- 四 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病氣その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 五 飲食又は喫煙をしないこと。
- 六 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 七 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。
- 八 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の

妨害となるような行為をしないこと。

第八条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、第三条に規定する報道関係者が、特別席において写真撮影、録画、録音等を行うときは、この限りでない。

第九条 この規則に違反し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するとき、議長は、これを制止し、その命に従わない者は退場を命ずることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長はすべての傍聴人を退場させることができる。

第十条 議長の制止又は命令に従わない者は、必要があれば警察吏員に引渡すことができる。

第十一条 この規則にかかわらず、議長が臨時に指揮する場合は、その指揮に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年議会议則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。